

## 平成24年度 第7回経営協議会議事要旨

日 時 平成25年1月25日（金） 15時30分～16時57分  
場 所 学長室  
出席者 (学外委員) 井田委員, 大平委員, 沖田委員, 川村委員, 指山委員,  
古川委員  
(学内委員) 佛淵学長, 瀬口委員, 中島委員, 岩本委員, 宮崎委員,  
吉永委員, 稲岡委員  
欠席者 中尾委員

- ・ 議事に先立ち、学長から、平成24年度第6回経営協議会（持ち回り審議）の開催について謝辞があった。また、第5回及び第6回の議事要旨の確認について依頼があった。
- ・ 平成25年1月1日着任の吉永事務局長から挨拶があった。

### 【 審議事項 】

#### (1) 国立大学法人佐賀大学役員退職手当規程の一部改正について

学長から、本件は、民間における退職給付の支給の実績に鑑み、国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げを行うための国家公務員退職手当法の一部改正に準拠することに伴い、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、改正の概要及び国家公務員退職手当法の一部改正の施行日である平成25年1月1日に遡及して適用するものである旨、また本改正については、平成25年1月9日開催の役員会で協議・了承されている旨の説明があり、審議の結果了承された。

#### (2) 国立大学法人佐賀大学の中期計画の変更について

学長から、本件について、平成25年度経済学部改組に伴う入学定員の減（入学定員275人→260人）により、経済学部の収容定員が変更になるため国立大学法人法第31条第1項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学の中期計画を変更するために文部科学省へ変更の認可申請を行う案件である旨の説明があり、審議の結果了承された。

(3) 一般運営費交付金への業務達成基準適用について

学長から、本件は、平成24年度において、執行額と達成度の判断が比例し、複数年度に亘って計画されている設備整備・施設整備事業に業務達成基準を適用する案件であり、今回、医学部附属病院再整備事業の計4件に適用するものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

また、今後、給与削減相当額の対応とあわせて、予備費の増減、外部資金のオーバーヘッド経費収入・支出予算等第3次補正予算編成、並びに、業務達成基準適用の追加事業について、2月下旬に持ち回り審議にて諮る予定である旨の発言があった。

(4) その他

特になし。

【 報告事項 】

(1) 美術館設置に関する進捗状況について

学長から、平成25年9月末に完成予定である佐賀大学美術館について、現在の進捗状況の説明があった。また、美術館設置に関する寄附について、本学同窓会や各種団体等への依頼状況について報告があり、今後とも本寄附についての御理解と御協力をいただきたい旨の依頼があった。

(2) 「佐賀大学財務レポート2012」について

学長から、本財務レポートは、平成23事業年度の財務諸表及び事業報告書等に基づき、本学の財務状況や事業活動を広く分かりやすく説明することにより、国民の皆様に、より関心や理解を深めていただくことを目的に作成されている旨と学内限定版の概要等について報告があった。

(3) 平成24年度政府補正予算（佐賀大学関係）について

学長から、本件は、平成25年1月11日の閣議決定を受け発表された平成24年度政府補正予算案について、給与改定臨時特例法に基づく国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額について報告があった。また、平成24年度補正予算（第1号）における対象予定事業について、経済対策対象予定事業が4件、国立大学法人等施設整備実施予定事業が4件である旨の報告があった。

(4) 平成24年度国立大学法人等施設整備実施事業について（報告）

学長から、本件は、平成24年11月30日に閣議決定された国立大学法

人等施設整備実施事業〈一般会計経済危機対応・地域活性化予備費〉であり、本学から耐震化等を理由に申請していたものについて、2件の内示があったものである旨の報告があった。

- (5) その他  
特になし。

## 【 意見交換 】

### ◎附属学校園の使命と課題について

池田文化教育学部副学部長から、附属学校園の立地、創設から現在までの歴史、各学校園の教育及び進路状況、文化教育学部と連携した運営体制等について説明があり、さらに、変化する地域の要請や課題にどのように対応するのか、どのような使命を負い、どう存在意義を見出していくのか、また伝統を引き継ぎながらも新たな附属学校園像を模索していくのか等を検討している旨の説明があった。

次いで、意見交換を行い、委員から次のような意見等が出された。

(●は学外委員の意見等、○が学内委員の説明等)

- 附属学校は安心して子供を預けられるという印象だった。最近では教えることにウエートがかかっているように感じられるので、より育てることに目を向けてはどうか。これまでの伝統を継承しつつ、新しい伝統をつくることも必要と思われる。
- 附属学校へのニーズで考えれば、地域のリーダーとなる人材の育成や、卒業後に全国各地に広がるネットワークの構築等が求められているところであり、今後検討していきたい。
- 文武両道というか、ある程度余裕をもって学校生活がおくれる環境も必要だろう。また、附属学校については良い雰囲気、品が良いなど、良いイメージを持っている。
- 保護者の立場で考えれば、我が子を良い学校に入れたいのは当然と思う。国費が投入された附属学校に、優秀な生徒ばかり集めるべきではないという意見もあるが、本人が優秀であれば、裕福でなくても入学できる優秀な国公立の学校が必要という考えもあり、附属学校の存在意義は大きいと言える。

ただし、現在の附属学校がそうした期待に応え得る学力レベルにあるのか、また本学がそのレベルまで附属学校を持っていくために改善を続けるのかどうかは検討する必要がある、力を注がないのであれば附属学校の役割を一般の公立学校に任せていいのではないかと考える。

● 教員養成学部の役割からも、附属学校を持つ意味はあるものと思う。また国費を投入した学校がエリートのみを対象とするべきではないという意見については、全ての生徒・学校を平等には扱えない部分もあるのではないかと。

● 自分も別の附属学校出身だが、実験的な授業方法や教材を体験してきた。やはり附属学校にはそうした先進的な教育実践の場としての役割がある。また、併せてエリート養成校としての機能も果たしてきたと感じる。現在は政府の方針も変わり、附属学校の学力レベルの低下が、自分たちOBの間でも話題になっている。

このような状況ではあるが、学力レベルに囚われずに先進的教育を実践する場としての機能と、エリート養成校、地域のリーダー養成校としての機能と、どちらも求めていかなければならないのではないだろうか。

○ 先日開催した本学の教育研究評議会でも、同様の意見があった。やはり、どちらか片方に絞るとすることは難しいと考えている。

● 附属高校を持ってはどうか。

○ 広島大学等一部の大学を除いて、ほとんどの大学が附属学校は中学校までである。前身の師範学校の状況によるところが大きい。

○ これまでの政府の方針は、附属学校の維持について見直す方向で検討されてきた。しかし現在は、附属学校を存続させ、積極的に活用する方向で検討が進んでいるようである。

● 特別支援学校については、数も少なく、その特性から対応できる機関は限られている。こうした分野にこそ、国立大学が社会において果たす役割が見いだされるのではないだろうか。

○ 大学間連携事業において、福祉系も含めて県内の5つの大学、短期大学が連携して教育プログラムを組んでいるが、文化教育学部が大きな役割を担っており、本学の特色でもあるため今後強化していきたいと考えている。

- 附属学校を強化する場合、やはり優れた教職員をそろえることが重要であるが、以前のように名物教員が長期間在籍するということは難しくなっている。現場の教員は、このような中で必死にやっている状況にあるため、模範となり、組織の核となる教員については、附属学校での在職期間を見直せないかと感じている。
  
- 自分も附属学校出身だが、当時も名物教員は多かったように記憶している。最近では、優れた教員は長く一ヶ所にとどめるのではなく、優れた教育を多くの場所で実践してもらいたいとの考えもあって、現在の異動スパンになったと聞いている。

こうした附属学校を含めた教員人事は、県教育委員会が扱っているところだが、これからの附属学校においては、これまでのように大学教員が校長を兼ねるのではなく、専任で附属学校を経営する、責任を持って教員人事にも取り組むといった体制を作る必要があるのではないか。
  
- 附属学校の校長の任期を2年から3年としたところであり、責任体制は強化したところではあるが、実際に学校を主に運営しているのは県教育委員会が人事を扱う副校長である。こうした点について今後検討が必要と考えている。
  
- 附属学校は学生を教員に養成する場としての機能もあるが、その評価はどうか。
  
- 本来は学部3年生からでもよい教育実習について、本学では1年生から実習を課しており、教員養成の方法としては文部科学省からも高い評価を得ている。

以上